

Q10 「子ども・若者自立支援教室」とは、何ですか？ どのような活動をするのですか？

A10: 岐阜市内の不登校となっているお子さんを対象に、その登校状況の改善を図ったり、社会的な自立に向けた力を培ったりする教室です。また、15歳以上18歳以下の就学していない若者の学び直しを支援する教室(明德自立支援教室3)もあります。具体的には次のような支援を行います。



【目的】

(1) 情緒の安定を図り、生活や学習のリズムを作る

登校渋りや不登校には様々な要因があり、子ども自身にも理由がわからないケースもあります。自立支援教室のゆったりとした空間で生活や学習をし、まず日常生活のリズムを整えます。学校に行けないことで本人が責められたり、自分自身を責めたりしている状況から少しずつ解放されることで心身の安定を図り、活動のエネルギーをたくわえます。

(2) 仲間とともに活動できる力を身に付ける

社会は「他者とのかかわり」で成り立っています。具体的な活動を通して、場面や状況にふさわしい行動の仕方を身に付けると同時に、自分以外の人の思いを察したり想像したりして、他者との好ましい距離の取り方を学びます。また、仲間と力を合わせて何かを創り上げたり、お互いの良さを認め合ったりすることで、責任感を培ったり、協働することの面白さを味わったりすることができます。

(3) 自己肯定感を高め、自立に向けた自信をもつ

多くの人とのかかわりや活動を通して、自分のよさや課題点を正しく理解し、自分を肯定できるようになることは自立への第一歩です。「他者とともに社会の一員として生きる自分」を具体的にイメージできるよう、一人一人に合わせたプログラムに基づいて継続的に支援をしていきます。

【日常活動の日程】

時間	9:30 9:50 10:00		10:50 11:00		11:50 12:00		13:00	13:50 14:00	
明德教室1 明德教室3	自主学習	朝の会	学習タイム1	休憩	学習タイム2	休憩	昼食・昼休み	学習タイム3	掃除・振り返り
時間	9:30	10:00	10:50 11:00	11:50 12:00	13:00	13:50 14:00			
明德教室2 岐陽教室 芥見教室 七郷教室	準備・自主学習	学習タイム	休憩	活動・学習タイム	休憩	昼食・昼休み	活動・学習タイム	振り返り	

- ・学習タイムで学習習慣の育成。基礎学力をつける自主学習や、一人ひとりに応じた教科学習を行います。
- ・個人の興味や関心を伸ばす活動（読書、創作、工作、スポーツ等）や、仲間とかかわる活動（集団遊び、スポーツ、レクリエーション等）を行います。

【ふれあい活動(年間14回、月2回程度)】

達成感、成就感、自己肯定感、自己有用感、社会性の育成をねらいに、自立支援教室以外で多様な体験活動（作品づくり、宿泊体験活動、社会見学等）を行います。ふれあい活動は、参加希望者を対象に行います。

【申し込み方法】

通所を希望される方は、子ども・若者総合支援センター“エールぎふ”の総合相談電話(0120-43-7830)にお電話ください。お子さんの不登校の様子や保護者の思いをお聴きします。後日、教育支援係員から保護者宛てに架電し、“エールぎふ”での面談及び教室見学日を決めさせていただきます。面談及び見学には、本人と保護者が来所ください。

【相談・見学】



- 1 教室の利用を受けようとする方（保護者・学校）は、教室に利用の希望を申し出ます。
- 2 希望者は教室（センター）に来所し、教室の目的や利用のルールを聞き、教室・本人・保護者・学校の同意を得た後に、通所する教室を決め、体験通所をします。

※教室は市内に4か所（5教室）あります。中学生の場合、学習を中心とする「明德教室1」も利用できます。

※体験通所を始める前に「通所経路届」を提出します。

【 体験通所 】



- 3 教室の目的や利用上のルールを守り、通所することができるかどうかを教室支援員及び本人、保護者とで確かめ合います。
※この期間で、教室支援員は児童生徒の理解・見通しをもちます。

【 受理面談・利用申込書等の提出 】



- 4 受理面談は、原則として教室支援員と本人・保護者・学校職員との四者が参加し行います。
※利用の目的とルール、それぞれの果たす役割を確かめ合います。
※必要な3つの書類について確認します。
その後、学校長が必要書類を取りまとめ、センターに提出します。

① 利用申込書 ②教室利用同意書 ③健康調査書

【 通所承認通知書の送付 】



- 5 センターは受理会議を行い、正式に受理した場合に、学校長をとおして保護者に「通所承認通知書」を送付します。その後、正式通所となります。

※明德自立支援教室3への通所を希望される方は、手続きの仕方が違います。手続きの方法については、直接、“エールぎふ”教育支援係まで、お問い合わせください。

[学校への出席について]

自立支援教室への通所は、学校外の施設で社会的自立に向けた支援を受けたこととなります。校長の判断により、本人の努力を評価する「出席扱い」となります。出席簿上は「欠席」となります。